

令和6年11月文京区議会定例議会提案事項

【令和6年11月19日】

1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 子育て部分休暇制度の新設に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
職員が部分休業、育児時間若しくは介護時間又は子育て部分休暇を同日に取得する場合は、その合計時間を2時間（非常勤職員にあっては、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間）までとする。（第15条第2項及び第3項）
- (3) 施行期日 令和7年4月1日

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 子育て部分休暇制度を新設するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
ア 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定による部分休業期間の補完を目的とした休暇制度として、子育て部分休暇制度を新設する。（第16条の3）
※ 子育て部分休暇制度
職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育している場合に、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として取得できる。
イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和7年4月1日

3 文京区民会館条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 元町多目的室を新設するため、提案する。
- (2) 改正内容
元町多目的室の新設
ア 名称及び位置
・名称 元町多目的室
・位置 東京都文京区本郷一丁目1番19号
イ 施設及び使用料

施設名	使用料		
	午前	午後	夜間
多目的室	3,700円	4,200円	4,200円

- (3) 施行期日 令和7年4月1日

4 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（新規制定）

- (1) 提案理由 文京区児童相談所の設置に伴い、指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準を定めるため、提案する。
- (2) 主な内容
 - ア 児童相談所設置市が処理することとされる障害児通所支援の事業等の指定等に係る事務に関し、次に掲げる指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準を定める。
 - (ア) 児童発達支援（共生型児童発達支援及び基準該当児童発達支援を含む。）
 - (イ) 放課後等デイサービス（共生型放課後等デイサービス及び基準該当放課後等デイサービスを含む。）
 - (ウ) 居宅訪問型児童発達支援
 - (エ) 保育所等訪問支援
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第3項第1号の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定の基準を定める。
次に掲げる申請者（児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請者）にあっては、(イ)については、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。
 - (ア) 法人でない者
 - (イ) 文京区暴力団排除条例（平成24年3月文京区条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団関係者である者
- (3) 施行期日 令和7年4月1日

5 文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（新規制定）

- (1) 提案理由 文京区児童相談所の設置に伴い、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準を定めるため、提案する。
- (2) 主な内容
 - ア 児童相談所設置市が処理することとされる障害児入所施設等の指定等に係る事務に関し、次に掲げる指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準を定める。
 - (ア) 指定福祉型障害児入所施設
 - (イ) 指定医療型障害児入所施設
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の規定により、指定障害児入所施設の指定の基準を定める。
次に掲げる申請者については、指定障害児入所施設の指定をしてはならない。
 - (ア) 法人でない者
 - (イ) 文京区暴力団排除条例（平成24年3月文京区条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団関係者である者
- (3) 施行期日 令和7年4月1日

6 文京区小児慢性特定疾病審査会条例（新規制定）

- (1) 提案理由 文京区児童相談所の設置に伴い、文京区小児慢性特定疾病審査会を設置するため、提案する。
- (2) 主な内容
児童相談所設置市が処理することとされる小児慢性特定疾病の医療費の支給事務に係る事項を審査するため、区長の附属機関として文京区小児慢性特定疾病審査会を設置する。
 - ア 所掌事務
 - イ 組織、委員の任期及び会長
 - ウ 会議等
 - エ その他
- (3) 施行期日 令和7年4月1日

7 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 建築基準法の一部改正に伴う引用条文の整備（別表第1）
 - (ア) 「第18条第4項ただし書」 → 「第18条第5項ただし書」（24の2の項）
 - (イ) 「第18条第17項」 → 「第18条第21項」（24の8の項及び24の11の項）
 - (ウ) 「第18条第20項」 → 「第18条第29項」（24の13の項）
 - (エ) 「第18条第24項」 → 「第18条第38項」（24の16の項）
 - イ 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の一部改正に伴う引用条文の整備（別表第1）
「第11条の4第1項」 → 「第11条の3第1項」（66の項）
 - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

8 文京区児童福祉審議会条例（新規制定）

- (1) 提案理由 文京区児童相談所の設置に伴い、文京区児童福祉審議会を設置するため、提案する。
- (2) 主な内容
児童相談所設置市において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定により児童の福祉等に係る事項について調査審議等をするため、区長の附属機関として文京区児童福祉審議会を設置する。
 - ア 所掌事項
 - イ 組織、委員の任期、臨時委員等
 - ウ 会議
 - エ 部会
 - オ その他
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和7年4月1日
 - イ 文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月文京区条例第24号）の一部改正
文京区児童福祉審議会の新設に伴う規定の整備（第4条第3項）
 - ウ 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月文京区条例第26号）の一部改正
文京区児童福祉審議会の新設に伴う規定の整備（第4条第3項）

9 文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（新規制定）

- (1) 提案理由 文京区児童相談所の設置に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、提案する。
- (2) 主な内容
児童相談所設置市が処理することとされる児童福祉施設に係る事務に関し、次に掲げる施設の設備及び運営に関する基準を定める。
 - ア 助産施設
 - イ 乳児院
 - ウ 母子生活支援施設
 - エ 保育所
 - オ 児童厚生施設
 - カ 児童養護施設
 - キ 福祉型障害児入所施設
 - ク 医療型障害児入所施設
 - ケ 児童発達支援センター
 - コ 児童心理治療施設
 - サ 児童自立支援施設
 - シ 児童家庭支援センター
 - ス 里親支援センター
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和7年4月1日
 - イ 主な経過措置
 - (ア) 保育所における保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
 - (イ) 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、保育所における保育士の数に係る規定は、満3歳以上満4歳に満たない児童にあつては「おおむね20人につき1人」と、満4歳以上の児童にあつては「おおむね30人につき1人」とする。
 - (ウ) 当分の間、保育所の開所時間中における保育士複数配置規定を緩和する。ただし、必要となる保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。
 - (エ) 保育士の配置基準における保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。
 - (オ) 保育所が8時間を超えて開所する日において、保育士配置基準における保育士の数を超えて保育士を確保しなければならないときは、当分の間、追加して確保しなければならない保育士の数の範囲内で、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことができる。
 - (カ) (エ)又は(オ)を適用するときは、必要となる保育士の数の3分の2以上を保育士有資格者としなければならない。

10 文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（新規制定）

(1) 提案理由 文京区児童相談所の設置に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるため、提案する。

(2) 主な内容

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）により児童相談所設置市に権限が委譲された幼保連携型認定こども園に係る事務に関し、以下の基準を定める。

ア 設備運営基準の目的等

イ 学級の編制の基準

ウ 職員の数等

エ 施設設備

オ 教育及び保育を行う期間及び時間

カ 子育て支援事業の内容

(3) 施行期日等

ア 施行期日 令和7年4月1日

イ 主な経過措置

- (ア) 園児の教育及び保育に直接従事する者（以下「職員」という。）の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、当該職員の配置に係る規定は、満3歳以上満4歳に満たない園児にあっては「おおむね20人につき1人」と、満4歳以上の園児にあっては「おおむね30人につき1人」とする。
- (イ) この条例の施行の日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が当該施設を廃止し、同一の場所で当該施設の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における設備基準については、適正な運営が確保されている施設に限り、当分の間、設備基準の移行特例による。
- (ロ) 登降園時その他園児が少数となる時間帯において、職員配置基準により算定した職員の数が1人となる場合には、当分の間、必要となる職員のうち1人は、区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とする事ができる。
- (ハ) 職員については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。
- (ニ) 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、職員配置基準における職員の数を超えて職員を確保しなければならないときは、当分の間、追加して確保しなければならない職員の数の範囲内で、区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。
- (ホ) 職員については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児数が4人未満である施設については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- (ヘ) (エ)から(カ)までを適用するときは、当該職員は、補助者である場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。また、当該職員の数は、必要となる職員の数の3分の1を超えてはならない。

11 文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（新規制定）

- (1) 提案理由 文京区児童相談所の設置に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る要件を定めるため、提案する。
- (2) 主な内容
特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）により児童相談所設置市に権限が委譲された認定こども園の認定等に係る事務に関し、以下の基準を定める。
 - ア 学級の編製の基準
 - イ 職員の配置の基準
 - ウ 保育従事職員の資格
 - エ 施設設備
 - オ 教育及び保育の内容
 - カ 教育及び保育を行う期間及び時間
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和7年4月1日
 - イ 経過措置
 - (ア) 保育従事職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、当該保育従事職員の配置に係る規定は、満3歳以上満4歳に満たない子どもにあつては「おおむね20人につき1人」と、満4歳以上の子どもにあつては「おおむね30人につき1人」とする。
 - (イ) 登降園時その他子どもが少数となる時間帯において、職員配置基準により算定した保育従事職員の数が1人となる場合には、当分の間、必要となる保育従事職員のうち1人は、区長が保育従事職員と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができる。

12 文京区児童相談所設置条例（新規制定）

- (1) 提案理由 文京区児童相談所を新設するため、提案する。
- (2) 主な内容
 - ア 名称 文京区児童相談所
 - イ 位置 文京区小石川三丁目14番7号
 - ウ 所管する区域 文京区の区域
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和7年4月1日
 - イ 文京区立認定こども園条例（平成27年10月文京区条例第68号）の一部改正 文京区児童相談所の新設に伴う規定整備（第3条）

13 文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（新規制定）

- (1) 提案理由 文京区児童相談所の設置に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、提案する。
- (2) 主な内容
児童相談所に設ける一時保護施設に関し、以下の基準を定める。
 - ア 児童の権利の擁護等
 - イ 一時保護施設に設ける設備、児童及び少年の居室の面積等
 - ウ 職員の配置、管理者等
 - エ 児童指導員、心理療法担当職員及び学習指導員の資格
 - オ その他
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和7年4月1日
 - イ 経過措置
 - (ア) 一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、令和8年3月31日までの間、この条例の基準によらないことができる。
 - (イ) この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

14 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 子育て部分休暇制度を新設するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定による部分休業期間の補完を目的とした休暇制度として、子育て部分休暇制度を新設する。（第18条の3）
※ 子育て部分休暇制度の概要については、2(2)ア※参照
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和7年4月1日

15 児童自立支援施設に係る事務の委託に関する協議について

- (1) 提案理由 児童自立支援施設に係る事務を東京都へ委託するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、提案する。
- (2) 規約の主な内容
 - ・ 委託事務の範囲
 - ・ 管理及び執行の方法
 - ・ 経費の負担
 - ・ 収入及び支出の経理並びに清算
 - ・ 施行期日等

16 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する協議について

(1) 提案理由 児童相談所を設置する特別区において、措置費共同経理課を共同設置するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、提案する。

(2) 規約の主な内容

- ・ 共同設置する特別区
- ・ 名称及び執務場所
- ・ 幹事となる特別区
- ・ 処理する事務
- ・ 職員の選任方法及び身分取扱い
- ・ 負担金、予算及び決算、監査
- ・ 施行期日等

17 文京区立明化小学校等改築工事請負契約の一部変更について

(1) 提案理由 工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、提案する。

(2) 変更内容

- ア 契約の目的 文京区立明化小学校等改築工事
- イ 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- ウ 契約金額 金59億176万4,000円
(変更前の契約金額 金54億6,425万円)
- エ 契約の相手方 飛島・小野組・伊藤工業建設共同企業体
- | | |
|----------|--|
| 構成員（代表者） | 東京都港区港南1丁目8番15号
飛島建設株式会社
代表取締役社長 乗京正弘 |
| 構成員 | 東京都文京区後楽1丁目1番13号
株式会社小野組
代表取締役社長 猪又正巳 |
| 構成員 | 東京都文京区本郷2丁目31番10号
伊藤工業株式会社
代表取締役 佐々木淳子 |

【参考】

- ① 工期 令和2年7月3日から令和8年10月30日まで
- ② 支出科目 令和2年度から令和6年度まで 一般会計 教育費 学校教育費
令和7年度及び令和8年度 債務負担行為

18 文京区と^{ソンバ}松坡区との姉妹都市提携について

(1) 提案理由 文京区と松坡区は、令和6年4月26日、友好都市提携に向けての覚書へ調印したところであり、相互の友好関係を一層堅固なものとするため、提案する。

(2) 内容 文京区と松坡区は、姉妹都市関係を締結する。

19 文京区立肥後細川庭園の指定管理者の指定について

- (1) 提案理由 区立肥後細川庭園の指定管理者を指定するため、提案する。
- (2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間
 - ア 公の施設 文京区立肥後細川庭園
 - イ 指定管理者 肥後細川庭園おもてなしプロジェクト
構成員（代表者） 株式会社日比谷花壇
東京都港区南麻布一丁目6番30号
構成員 東京サンエーション株式会社
東京都中野区上高田五丁目28番16号
構成員 株式会社ランドフローラ
東京都世田谷区千歳台一丁目1番18号
 - ウ 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年）

20 文京区立小石川図書館等の指定管理者の指定について

- (1) 提案理由 区立小石川図書館外3館1室の指定管理者を指定するため、提案する。
- (2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間
 - ア 公の施設 文京区立小石川図書館
文京区立本駒込図書館
文京区立目白台図書館
文京区立湯島図書館
文京区立大塚公園みどりの図書室
 - イ 指定管理者 株式会社図書館流通センター
東京都文京区大塚三丁目1番1号
 - ウ 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年）

21 文京区立本郷図書館等の指定管理者の指定について

- (1) 提案理由 区立本郷図書館外2館1室の指定管理者を指定するため、提案する。
- (2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間
 - ア 公の施設 文京区立本郷図書館
文京区立水道端図書館
文京区立千石図書館
文京区立根津図書室
 - イ 指定管理者 ヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体
構成員（代表者） 株式会社ヴィアックス
東京都中野区弥生町二丁目8番15号
構成員 株式会社紀伊國屋書店東京営業本部
東京都目黒区下目黒三丁目7番10号
 - ウ 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年）